

行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第1号イの規定は、適用しない。

(記録の保存に関する規定の適用)

3 第7条第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に提供されるサービスに係る記録について適用する。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市道の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第37号**

奈良市道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項の規定に基づき、道路を新設し、又は改築する場合における市道の構造の技術的基準(同条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものを除く。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、道路法及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「政令」という。)の定めるところによる。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、政令第3条の定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)第2条で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

区 分	地 形	設計基準交通量(単位 1日につき台)	
第3種	第2級 平地部	9,000	
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級	12,000	
	第2級	10,000	

第3級	9,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。	

3 前項に規定する道路以外の道路(第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分	地 形	1車線当たりの設計基準交通量(単位 1日につき台)	
第3種	第2級 平地部	9,000	
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4級	山地部	5,000	
	第4種	第1級	12,000
第2級		10,000	
第3級		10,000	

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区 分	車線の幅員(単位 メートル)		
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
第4級		2.75	
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の

規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 車線の数が4以上である第3種又は第4種の道路(第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級から 第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級	0.5		
第4種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、自転車道を設ける道路以外の道路にあっては、自転車の利用が多く、自転車の安全かつ円滑な交通を確保する必要がある場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は、1メートル以上とするものとする。

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第3種	0.5
第4種	0.5

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩の幅員は、第3種(第5級を除く。)の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

9 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側

に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第8条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合におい

ては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(滞留等の用に供する部分)

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、休憩しようとする歩行者等に対応するため必要がある場合においては、適切な間隔で歩行者等の休憩の用に供する部分を設けることができるものとする。この場合において、休憩の用に供する部分には、必要に応じベンチ、ベンチの上屋等を設けることができる。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで

ない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。  
(1) 都市中心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間  
(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実に見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。  
(設計速度)

第14条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

- 2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。  
(車道の屈曲部)
- 第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。  
(曲線半径)
- 第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の右欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	10
第4種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。  
(緩和区間)

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第20条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第21条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5   8
		50	6   9
		40	7   10
		30	8   11
		20	9   12
	小型道路	60	8
		50	9
		40	10
		30	11
		20	12
第4種	普通道路	60	5   7
		50	6   8
		40	7   9
		30	8   10
		20	9   11
	小型道路	60	8
		50	9
		40	10
		30	11
		20	12

(登坂車線)

第22条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000
50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700
40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第24条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとし

て車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）に定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。
- （合成勾配）

第26条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

- 2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。
- （排水施設）

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第30条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおい

て見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度(単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

2 第4種第4級の道路には、前項の例により、待避所を設けることができる。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所は、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(植樹ます)

第35条 沿道における良好な道路環境の確保を図る場合において、歩行者の滞留や通行に支障にならない範囲で、

歩道において植樹ます(並木を植栽するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる島状の道路の部分)を設置することができる。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第37条 落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下次項において「橋等」という。)は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋等の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものとななければならない。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで(第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第37条を除く。)並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3

項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第40条まで及び第41条第1項並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第38号

奈良市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 歩道等(第3条-第11条)

第3章 立体横断施設(第12条-第17条)

第4章 乗合自動車停留所(第18条・第19条)

第5章 自動車駐車場(第20条-第30条)

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第31条-第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)に定めるところによる。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、奈良市道の構造の技術的基準を定める条例(平成25年奈良市条例第37号)第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、奈良市道の構造の技術的基準を定める条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とするものとする。

(排水溝等)

第11条 横断歩道に接続する歩道等の部分には、できる限

り排水溝等を設けないこととする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設ける場合は、当該排水溝等に蓋を設け、つえ及び車椅子の車輪等が落ちない構造とするものとする。

### 第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第12条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

(4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6) 籠内に手すりを設けること。

(7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以

下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- (11) 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第20条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第21条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車用の供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第22条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第23条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第24条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第13条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第25条 第14条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第26条 第17条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第27条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第23条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第28条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合

は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第29条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第23条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便

房について準用する。

第30条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第28条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

## 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第31条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第32条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第33条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第34条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の

理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

(平成25年3月28日掲示済)

奈良市道に設ける道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第39号

奈良市道に設ける道路標識の寸法を定める条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第45条第3項の規定に基づき、市が管理する市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法及び文字等の大きさについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

(様式)

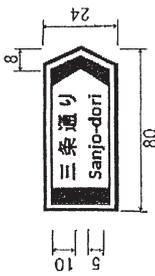
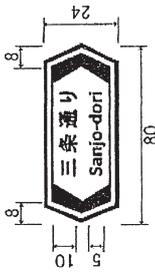
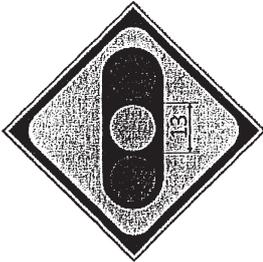
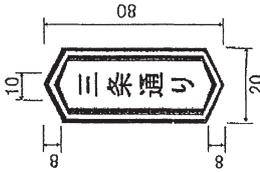
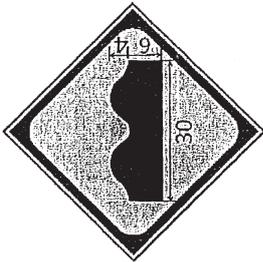
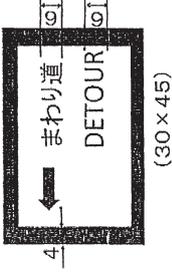
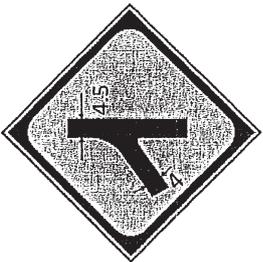
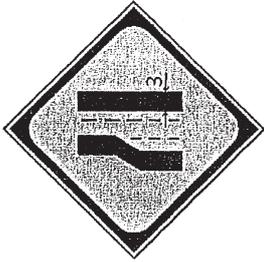
第3条 道路法第45条第3項の条例で定める寸法は、別表のとおりとする。

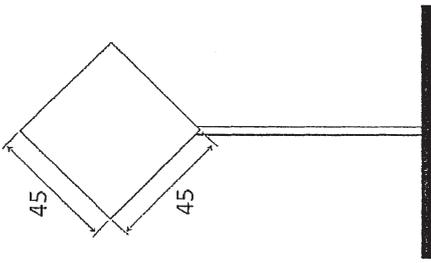
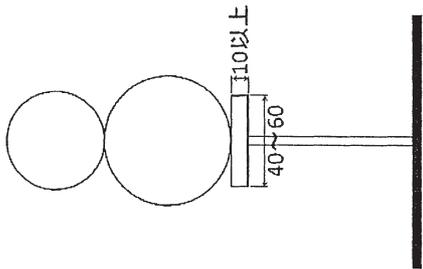
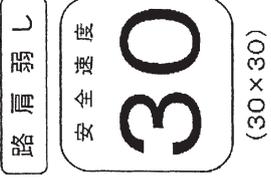
附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)  
案内標識

駐車場(117-A)		総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)		高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	
待避所(116の3)		総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)		高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	

<p>道路の通称名 (119-A)</p>		<p>道路の通称名 (119-B)</p>	
<p>信号機あり (208の2)</p>		<p>落石のおそれあり (209の2)</p>	
<p>道路の通称名 (119-C)</p>		<p>路面凹凸あり (209の3)</p>	
<p>まわり道 (120-A)</p>		<p>合流交通あり (210)</p>	
<p>警戒標識</p>		<p>+形道路交差点あり (201-A)</p>	
<p>右 (又は左) 方屈曲あり (202)</p>		<p>車線数減少 (211)</p>	
<p>幅員減少 (212)</p>			

<p>本標識板の規格</p>		<p>補助標識板の規格</p>	
<p>二方向交通 (212の2)</p>		<p>注意事項 (510)</p>	

補助標識

備考

1 本標識板 (本標識の標示板をいう。)

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法 (その単位はセンチメートルとする。以下同じ。) を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」及び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法 (イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法) の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法 (「道路の通称名 (119-C)」を表示するものについては、縦寸法) を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、

図示の寸法を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点」、「待避所」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、30センチメートル (ローマ字にあっては、その2分の1の値) を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを20センチメートルに縮小し、又は40センチメートルに拡大することができる。

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下

の大きさとする。

カ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

## 2 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第40号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)

の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「又はイ」を「からうまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第12条の5の2第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特

定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第12条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からうまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第12条の6の9第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第4項(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第12条第1項第3号、第12条の5の2、第12条の6の5第1項第3号及び第12条の6の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第41号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月」を「平成26年3月」に改

める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市議会基本条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第42号

奈良市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 議会及び議員の活動原則等(第5条-第9条)

第3章 市民と議会の関係(第10条-第14条)

第4章 議会と市長等との関係(第15条-第21条)

第5章 議会の機能強化(第22条-第26条)

第6章 議会改革の推進(第27条)

第7章 議員の政治倫理(第28条)

第8章 議会事務局等の体制整備(第29条・第30条)

第9章 議員の定数及び議員報酬(第31条・第32条)

第10章 政務活動(第33条)

第11章 補則(第34条)

附則

本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、世界の古都奈良にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。

また、急激な人口減少と少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。

このため、議会は、議事機関としての特性を発揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。

また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。

ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会づくりを目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会に

関する基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政において、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と対等の議事機関として市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議案、請願その他の案件(以下「議案等」という。)の審議又は審査による政策決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。
- (5) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。
- (6) 時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会運営の原則)

第5条 議会は、民主的かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たすものとする。

2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。

3 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。

4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に応えるものとする。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明する責務を有

する。

- (4) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。

(委員会)

第7条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又はその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。

- 2 常任委員会は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする。
- 3 委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 4 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の定めるところによる。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策決定、政策立案その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

(議決・説明責任)

第9条 議会は、市の議事機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対し説明する責務を有する。

### 第3章 市民と議会の関係

(会議の公開等)

第10条 議会は、公平性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するよう努めるものとする。
- 3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人等に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
- 4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第11条 議会は、市民とともに歩み、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

- 2 議会の広報及び広聴の内容、在り方等については、常に検証し充実を図るものとする。

- 3 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。

(市民参画の促進)

第12条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会及び参考人制度、専門的知見等を活用して、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。

(情報公開の推進)

第13条 議会は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の規定による行政文書の開示請求に適切に対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努めなければならない。

(請願及び陳情)

第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

### 第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第15条 議会は、二代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

(会議における質疑応答)

第16条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

- 2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対して議長又は委員長の許可を得て、その発言の論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。

(政策等の監視及び評価等)

第17条 議会は、市長が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

- 2 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。
- 3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

(重要な政策等の説明及び審議)

第18条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、市

長に対し、その内容に応じ、適切な資料の提供及び説明を求めるものとする。

- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。  
(予算及び決算審議における説明)

第19条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。  
(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第20条 議会は、議事機関としての機能を十分に発揮するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に基づき議会の議決すべき事件を条例で別に定めるものとする。  
(議員の文書による質問)

第21条 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、議長が別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

- 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。  
3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

#### 第5章 議会の機能強化

(議員研修)

第22条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家や市民等を招いて議員研修を実施するものとする。  
3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

(議員相互の討議の推進)

第23条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

- 2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。  
(学識経験者等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。  
(調査機関の設置)

第25条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(予算の確保)

第26条 議会は、議事機関としての機能を充実するために、必要な予算の確保に努めるものとする。

#### 第6章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第27条 議会は、二元代表制における機能強化及び時代に即応した最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。  
3 議会は、前2項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

#### 第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第28条 議員は、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

#### 第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策決定、政策立案、政策提言等を支援するため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第30条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実を努めるものとする。

#### 第9章 議員の定数及び議員報酬

(議員の定数)

第31条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。  
3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

- 2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。

#### 第10章 政務活動

(政務活動費)

第33条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提言等を行うものとする。

- 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その用途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。  
3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

る。

第11章 補則  
(条例の見直し)

第34条 議会は、常に市民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第43号

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例(平成14年奈良市条例第47号)の全部を改正する。

奈良市議会が目指す「市民とともに歩む開かれた議会づくり」は、市民と議員における揺るぎない相互の信頼関係という基盤の上に成り立つものである。

そのためには、政治倫理に関する規律をさらに高め、議員は市民の代表であるという自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理規準に基づき公明正大な市政の推進に努めるとともに、誇りと使命感を持って市政を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。ここに、市民と議員との信頼関係の確立に向け、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、奈良市議会議員(以下「議員」という。)が、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚して自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

2 議員は、公正な職務を妨げるいかなる不当な働きかけにも屈してはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して誠実かつ真摯に、真実を明らかにして説明責任を果たさなければならない。

4 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理規準)

第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。

(3) 市(市の出資法人(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している公益財団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。以下同じ。))を含む。次条第1項において同じ。)が締結する工事、製造その他の請負契約(下請負を含む。)、一般物品納入契約及び業務委託契約(以下「請負契約等」という。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関して特定の業者を紹介し、若しくは推薦し、又は妨害し、若しくは排除する等の働きかけをしないこと。

(4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。

(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 政治活動に関して法人その他の団体から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること。

(7) その地位を利用して、市職員に対する物品等の販売その他市職員との各種契約の締結を行わないこと。

(8) 市又は市の出資法人が補助金等を交付する団体(住民自治組織を除く。)等の役員に就任しないよう努めること。

2 議員は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項)

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に関与している企業で次の各号のいずれかに該当するものに対し、市に対する請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させるよう努めなければならない。

(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が年額100万円以上の報酬、顧問料その他これらに準ずるものを収受している企業

(3) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

2 議員は、前項の規定により関係企業が請負契約等及び

指定管理者の指定の申入れを辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任を持って関係企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

- 3 議員は、第1項に規定する関係企業があるときは、その企業の名称、所在地及び代表者並びに当該企業におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した関係企業報告書を、任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に同項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に作成し、議長に提出しなければならない。
- 4 議員は、前項の規定により作成し、議長に提出した関係企業報告書又はこの項の規定により作成し、議長に提出した関係企業変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、前項に掲げる事項を記載した関係企業変更報告書を作成し、速やかに議長に提出しなければならない。
- 5 第2項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に議長に提出するものとする。
- 6 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを市長に送付しなければならない。
- 7 市長は、前項の辞退届の提出状況を公表するものとする。

（宣誓書の提出）

第5条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、その氏名を速やかに公表しなければならない。

（市民の調査請求権）

第6条 市民（議員を除く。）は、議員に次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長に調査を請求することができる。

- (1) 第3条に規定する政治倫理規準
- (2) 第4条に規定する請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項

2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、奈良市政治倫理審査会条例（平成25年奈良市条例第3号。以下「審査会条例」という。）に基づき設置する奈良市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）による調査を求めため、調査請求書（添付資料を含む。）の写しを遅滞なく市長に送付しなければならない。

（職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会）

第7条 議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に規定する犯罪その他職務に関連する犯罪（以下これらを「職務関連犯罪」という。）により起訴された後、引き続きその職

にとどまろうとするときは、当該議員は、身柄を拘束されている場合を除き、その理由を市民に説明する会（以下「説明会」という。）の開催を議長に求めなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。
- 3 前項の規定による説明会が開催されないときは、市民は、有権者（法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。）100人以上の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求は、当該議員が起訴された日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。
- 5 議長は、第3項の規定による開催の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。
- 6 市民は、説明会において、当該議員が行った説明に関し当該議員に質問することができる。

（職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会）

第8条 前条の規定は、議員が職務関連犯罪により有罪とする第一審判決の宣告を受けた場合において、なお引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第4項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。

（職務関連犯罪による有罪確定後の措置）

第9条 議員は、職務関連犯罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項及び法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続をとるものとする。

- 2 議会は、前項の規定による辞職手続をとらない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

（議員の協力義務等）

第10条 議員は、審査会条例第7条第1項の規定による求めがあったときは、必要な資料を提出しなければならない。

- 2 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

3 議長は、審査会条例第7条第4項の規定により市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

（調査報告書の公表等）

第11条 議長は、審査会条例第6条第3項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、その内容を第6条第1

項の規定による請求をした市民に通知しなければならない。

2 議長は、前項の調査報告書の写しを、市長から送付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている調査報告書の写しの閲覧を請求することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた議員の行為について適用する。

3 第7条から第9条までの規定は、施行日以後に起訴され、又は有罪とする第一審判決の宣告を受けた議員について適用する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に議員である者の第4条及び第5条の規定の適用については、第4条第3項及び第5項並びに第5条第1項中「任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

(検討)

5 議長は、この条例による改正後の奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の施行後4年を経過するまでの間において、改正後の条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市政治倫理審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

#### 奈良市条例第44号

奈良市政治倫理審査会条例の一部を改正する条例

奈良市政治倫理審査会条例（平成25年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」という。）の次に「及び奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（平成25年奈良市条例第43号。以下「議員条例」という。）」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 市長等条例第14条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関すること。

(2) 議員条例第6条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関すること。

第2条第2項中「建議することができる」を「建議するものとする」に改める。

第6条第2項中「市長」を「市長又は市議会議長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第14条第2項」の次に「又は前項」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、市議会議長から議員条例第6条第2項の規定により調査請求書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査会に調査を求めなければならない。

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定により市議会議員に係る調査報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに市議会議長に送付しなければならない。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条第2項」に、「教育長」を「教育長又は市議会議員」に改め、同条第2項中「市長」を「市長、市議会議長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の報告に係る者が市議会議員であるときは、その旨を市議会議長に通知するものとする。

第8条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは議員条例第6条第1項」を加え、同条第2項中「市長」を「市長、市議会議長」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月28日揭示済)